

鈴鹿市教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局

小 中 学 校

学校以外の教育機関

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月24日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正する訓令
鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程（平成27年鈴鹿市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(謝礼等)</p> <p>第4条 会議の出席者（以下「出席者」という。）に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。</p> <p>2 前項の謝礼の額は、<u>鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（昭和24年鈴鹿市条例第58号）第2条に規定する報酬の額、出席者の役割等を勘案して、適正な額とする。</p> | <p>(謝礼等)</p> <p>第4条 会議の出席者（以下「出席者」という。）に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。</p> <p>2 前項の謝礼の額は、<u>鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（昭和24年鈴鹿市条例第58号）第2条に規定する報酬の額、出席者の役割等を勘案して、適正な額とする。</p> |

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。